

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士吉田市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

富士吉田市長

## 公表日

令和4年12月26日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>・行政手続法、介護保険料賦課・徴収法等に関する法律及びその施行規則並びに基づいて、行政手続法等による行政手続、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険資格の取得、喪失の決定</li> <li>②介護保険料額の算定</li> <li>③納入通知書による介護保険料額の通知</li> <li>④介護保険料の納入状況の管理</li> <li>⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施</li> <li>⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施</li> <li>⑦介護保険に係わる証明書の発行</li> <li>⑧介護保険被保険者台帳の照会</li> <li>⑨情報提供に必要な情報を「副本」として保持する</li> </ul> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、徴収管理システム、地域包括支援センター支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

## 2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル、介護保険料賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル、介護予防支援情報ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報
--

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番68項及び101項</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[ 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二</p> <p>【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項</p> <p>【情報照会】93,94,121項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条</p> <p>【情報照会】46,47条</p>

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民生活部健康長寿課、総務部税務課、総務部収税課
②所属長の役職名	健康長寿課長、税務課長、収税課長

## 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
請求先 総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 総務部総務課
------------

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ○ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I . 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番68項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和1年6月25日	I . 5. ② 所属長	健康長寿課長 宮下 まゆみ	健康長寿課長	事後	
令和4年12月26日	I . 2 特定個人情報ファイル名	介護資格ファイル、介護保険料賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル、介護予防支援情報ファイル	介護資格ファイル、介護保険料賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル、介護予防支援情報ファイル、口座登録・連携ファイル関係情報	事後	
令和4年12月26日	I . 3 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番68項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一項番68項及び101項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和4年12月26日	I . 4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56 の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 項 【情報照会】93,94項  平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56 の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120 項 【情報照会】93,94,121項  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	事後	
令和4年12月26日	I . 5. ① 部署	市民生活部健康長寿課	市民生活部健康長寿課、総務部税務課、総務部収税課	事後	
令和4年12月26日	I . 5. ② 所属長	健康長寿課長	健康長寿課長、税務課長、収税課長	事後	